

(面談資料)

令和4年9月5日

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課

プルトニウム研究1棟の廃止に向けた措置に伴う核燃料物質使用変更許可申請について

1. 施設の概況

プルトニウム研究1棟は、平成26年度の機構改革により施設の廃止が決定されたことを受け、令和2年12月に施設で保有していた全ての核燃料物質の他施設への搬出を完了し、令和3年6月に保安規定の変更の認可を受け、政令第41条非該当施設に管理を移行した。また、令和3年12月に使用の目的を「施設の廃止に向けた措置の実施に伴う核燃料物質によって汚染された設備の管理」とする核燃料物質の使用の変更の許可を受けた。

今後、核燃料物質の使用の変更の許可を受けた後に、設備・機器の撤去に着手し、管理区域解除までの一連の作業を行う計画である。

2. 廃止に向けた措置の計画について

プルトニウム研究1の廃止に向けた措置に関するスケジュールを下表に示す。

グローブボックス等の設備・機器の撤去作業着手から、管理区域解除までの一連の作業期間は、全体で約4年を見込んでおり、本作業に係る契約は、作業を短期間で完了させるため複数年契約とし、作業を通年で行う計画である。

なお、廃止に向けた措置における放射線管理等については、「原子力科学研究所少量核燃料物質使用施設等保安規則」及び「放射線安全取扱い引」等に従い、また、一般労働安全についても所内規程に基づく管理の元で実施するものとする。

表 プルトニウム研究1の廃止に向けた措置に関するスケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目
グローブボックス等撤去	■			
液体廃棄施設撤去		■		
壁・天井等はつり		■ ■	■	■
気体廃棄施設撤去			■	
汚染検査			■	■
管理区域解除				◎

3. 核燃料物質使用変更許可申請の内容について

プルトニウム研究1棟の廃止に向けた措置は上記の方針及びスケジュールで行う計画である。このため、変更許可申請の内容については「プルトニウム研究1棟における核燃料物質の使用の廃止」とし、プルトニウム研究1棟に関する内容を全て削除する変更申請とした。

以上

